

# クリーニング所の営業者のみなさまへ (ロッカー型クリーニング取次所)



## 洗たく物の取扱いについて

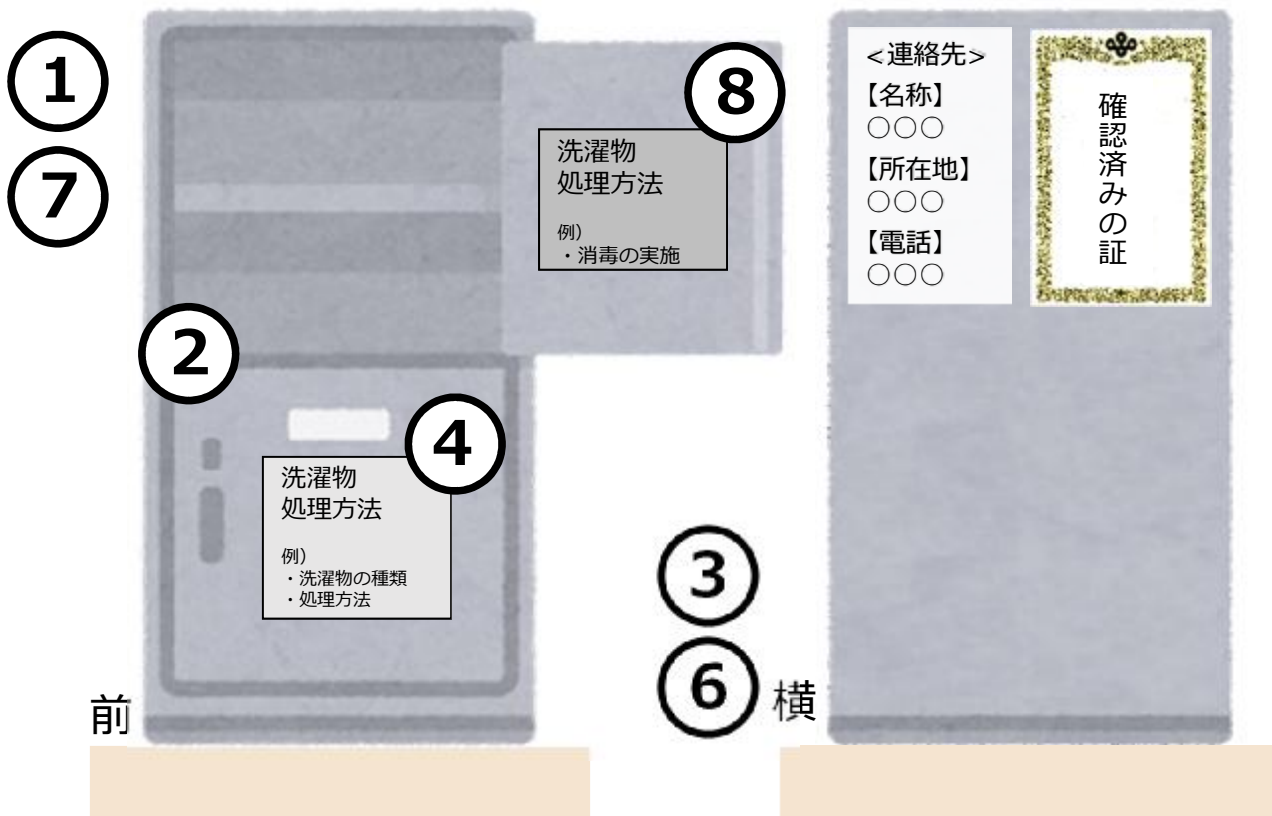
- Ⅰ 洗たく物は、臭い及び水分等が容易に漏れない収納バッグ等に入れ、受取り及び引渡しを行いましょ。
- Ⅰ 収納バッグ等内の洗たく物について、未洗濯又は仕上げの終わったものであることを、収納バッグ等を未開封の状態で見別できるようにしましょ。
- Ⅰ 収納バッグ等は、洗たく場以外では開封しないようにしましょ。

## 清潔の保持について

- Ⅰ 洗たく物の入った収納バッグ等をロッカー区画から取り出した際には、必要に応じて、ロッカー区画内の清掃及び消毒を行いましょ。
- Ⅰ 収納バッグ等は、使用の都度、適切に消毒を行う等、衛生上支障のないよう管理するようにしましょ。
- Ⅰ ロッカー等及び設置場所については、定期に点検し、必要に応じて、清掃、補修等を行いましょ。

# クリーニング所（ロッカー等）の構造・設備について

- ① 堅固な構造を有し、コンクリート、ステンレス等の不浸透性材料を使用しましょう。
- ② ロッカーの各区画は、密閉式で、鍵のかかる構造にしましょう。  
また、その区画内部が雨、ほこり等により外部から汚染されない構造にしましょう。
- ③ ロッカー及び周囲は、排水が容易にでき清掃しやすい構造にしましょう。
- ④ ロッカーの各区画に、受取りをする洗たく物の種類及び洗たく物の処理方法を表示等しましょう。
- ⑤ テレビ電話装置による通話その他これに類する方法により、利用者に対し、洗たく物の処理について説明ができる設備を備えるよう努めましょう。
- ⑥ 屋内その他衛生上支障ない場所に設置しましょう。
- ⑦ 下着等洗たく物を取り扱う場合は、ロッカーの各区画から、臭い及び水分が容易に漏れない構造又は設備を備えましょう。
- ⑧ 下着等洗たく物を取り扱うロッカーは、消毒又は、消毒の効果を有する方法により洗濯する旨の表示等をロッカー各区画に行いましょう。



# 利用者に対して



Ⅰ 洗たく物の受取及び引渡しの際には、あらかじめ利用者に対し、洗たく物の処理方法等について十分に説明しましょう。

Ⅰ テレビ電話装置による通話その他これに類する方法により、営業者と利用者が洗たく物の処理について説明することができる体制を整えておきましょう。

Ⅰ 営業者及び利用者が、収納バッグ等に入れた洗たく物の品名、数量及び状態について把握できるよう、ロッカー等から受取り後に検品を行い、結果を利用者に通知しましょう。



Ⅰ 苦情の申出先をロッカー等に、明示し、書面でも利用者へ配布しましょう。



Ⅰ ロッカー等に、「確認済みの証」を掲示しましょう。

なお、確認済みの証の原本の掲示が困難な場合には、確認済みの証を確認できるQRコード等のロッカー等本体への貼付またはホームページ等の表示により、利用者が確実に確認できるようにしましょう。



Ⅰ 緊急時には、利用者の求めに応じて、営業者等が駆けつけることができる体制を整えるよう努めましょう。

Ⅰ 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、ロッカー周辺や利用状況等について衛生上支障ないことを定期的に確認を行うよう努めましょう。



## 消毒が必要な洗たく物について

- Ⅰ 「指定洗たく物」とは、次の①から⑤の洗たく物で、引渡しされる前に消毒がされていない物です。
- Ⅰ 「指定洗たく物」を取扱う場合は、保健所に届出をしましょう。

- ① 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
  - ② 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
  - ③ おむつ、パンツその他これらに類するもの
  - ④ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
  - ⑤ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの
- \* ロッカー型クリーニング所では、⑤病院診療寝具類を取り扱うことはできません。



## クリーニング師研修・従事者講習について

### Ⅰ クリーニング師

業務に従事しているクリーニング師は、業務に従事した後**1年以内**（その後は**3年**を超えない期間ごと）に、クリーニング師研修を受けなければなりません。

### Ⅰ クリーニング業務従事者

営業者は、クリーニング所の業務に従事する者<sup>\*</sup>を、開設後**1年以内**（その後は**3年**を超えない期間ごと）に業務従事者講習を受講させなければなりません。（<sup>\*</sup>講習対象者は、全従業員の**5人**に**1人以上**が該当します）

【クリーニング師研修、従事者講習についての実施時期、お申し込みの問い合わせ先】

公益財団法人 大阪府生活衛生営業指導センター

〒 540-0012 大阪府中央区谷町1-3-1 双馬ビル8階

TEL 06-6943-5603



## 保健所への届出について

- Ⅰ クリーニング所の増改築、名称の変更、クリーニング師を変更した場合などは、営業者（開設者）は、保健所への手続きが必要です。
- Ⅰ クリーニング所の営業を廃止した場合は、保健所へ廃止の届出が必要です。
- Ⅰ 届出様式は、保健所か大阪府ホームページよりダウンロードできます。